

日本頭頸部外科学会 定款施行細則

第1章 会員

(入会手続)

第1条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書とともに所定の入会金及び年度会費を添えて提出する。

(入会資格)

第2条 正会員は一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会の正会員にして、耳鼻咽喉科およびその関連領域の臨床研究に従事する医師で、本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた者。

2 準会員は、上記以外で本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた者。

3 賛助会員は、本会の事業目的に賛同し、所定の年度会費を1口以上納めたもの。

4 臨時会員は、本学会の当該学術講演会に共同演者として参加する者ならびに共著者となる者。

(会費)

第3条 正会員、準会員の入会金は1,000円、年度会費は10,000円とする。

2 賛助会員の入会金は免除し、年度会費は一口100,000円とする。

3 臨時会員は、当該学術講演会につき2,000円とする。

(権利)

第4条 正会員、準会員は学術講演会などに参加する資格を有し、会誌の配布を受け、これに投稿することができる。

2 賛助会員は、会誌の配布を受けることができるが、学術講演会などに参加する資格と、会誌に投稿する権利を有しない。

3 臨時会員は、会誌の頒布を受ける権利、これに投稿する権利を有しない。

(資格の喪失)

第5条 会員資格の喪失については、理事会で審議し総会で承認を得る。

第2章 役員

(総則)

第6条 役員の選任は、本法人の定款に定められたことのほかは、この細則に従って行う。

(学術講演会会長、幹事、年次幹事、顧問、名誉会員)

第7条 この法人に、理事会が必要と認めたとき、学術講演会会長、幹事、年次幹事、顧問、名誉会員を置くことができる。

- 2 学術講演会会長は、学術講演会を主宰し、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 学術講演会会長は、理事長の指名により総会、評議員会の議長となることができる。
- 4 幹事、年次幹事は、理事会を補佐して会務を処理する。
- 5 顧問は、理事会、評議員会に出席して意見を述べることができる。但し議決には加わらない。
- 6 名誉会員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。但し議決には加わらない。

(理事長の選出)

第8条 理事長の選出は、理事の無記名投票とする。

(理事の選出)

第9条 理事の選出は、評議員の無記名投票による互選とする。

- 2 選挙の管理運営は、選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会は幹事全員とし、委員長は幹事の互選で決定する。
- 3 選出理事の定数は、選出評議員の地区別の数により、比例配分する。当分の間地区を、東北北海道地区、関東地区、東京地区、中部地区、近畿地区、中国四国地区、九州沖縄地区の7つに分けることとし、評議員10名に対し1名(端数切り上げ)の理事を選出し、これを理事の定数とする。
- 4 理事の選挙に伴う選挙権と被選挙権は、選挙年度の9月に評議員である者が有する。
- 5 選挙によらない理事の選出は、理事長が理事会の議を経て決定する。
- 6 一回の投票で決まらない場合は、上位の同票者を対象に再投票を行い決定する。

(監事の選出)

第10条 監事は評議員会の推薦に基づき、決定する。

(評議員の選出)

第11条 評議員は、指名評議員、選出評議員、推薦評議員からなる。

- 2 東北北海道地区、関東地区、東京地区、中部地区、近畿地区、中国四国地区、九州沖縄地区の7つの地区に分けて評議員を選任する。

- 3 本学会の正会員で、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定する各医育機関の主任教授又は主任教授が当該施設より自身の代理とした者を指名評議員とする。
- 4 本学会の正会員で、選挙で選出する評議員を選出評議員とする。4月1日現在における正会員20名に対し1名(端数切り下げ)を算出に基づく評議員の定数とし、算出に基づく評議員の定数から指名評議員の数を差し引いた数を、算出に基づく選出評議員の定数とする。ただし、指名評議員の数が算出に基づく評議員の定数と同じ、又は算出に基づく評議員の定数を超える場合、算出に基づく選出評議員の定数はゼロとする。算出に基づく選出評議員の定数に1を加えた数を、選出評議員の定数とする。
- 5 選出評議員の選挙権者は、本学会の正会員で、当該事業前年度までの会費を完納している者とする。
- 6 選出評議員の被選挙権者は、本学会の正会員で、立候補時点において当該事業年度までの会費を完納している者とする。被選挙権者のうち、選出評議員に立候補した者を選出評議員候補者という。選出評議員候補者は4月1日現在において満63歳以下でなくてはならない。ただし、主任教授は選出評議員候補者となることはできない。
- 7 選出評議員候補者に対し無記名投票を行い、選出評議員を選出する。ただし、少なくとも1名は女性を選出する。また、選出結果に於いて選出評議員の得票が同数の場合は、会員歴の長い方を優先とし、会員歴が同じ場合は抽選とする。選挙の管理運営は、選挙管理委員会が行う。選挙管理委員会の委員は幹事全員とし、委員長は幹事の互選とする。
- 8 医育機関の主任教授である指名評議員の任期は、当該医育機関の主任教授に在任中とする。主任教授の代理の指名評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、主任教授の代理の指名評議員は、当該医育機関から異動した場合、又は主任教授が退任した場合、指名評議員の資格を喪失する。主任教授の代理の指名評議員が異動により指名評議員の資格を喪失した場合、主任教授が指名代議員となる。
- 9 選出評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、地区を移動した場合、評議員の資格を喪失する。
- 10 選出評議員に欠員が生じた場合、後任の選出評議員を選挙で選出することができる。ただし、後任の選出評議員の任期満了日は、前任の選出評議員の任期満了日とする。
- 11 理事長は、指名評議員、選出評議員とは別に若干名の推薦評議員を置くことができる。任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、就任時に満64歳以下でなくてはならない。

(学術講演会会長の選出)

第12条 学術講演会会長は、理事会において正会員の中から推薦し、評議会で選出して総会で承認された者とする。

(幹事、年次幹事の選出)

第13条 幹事は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。年次幹事は1名とし、学術講演会会長と同一機関の者とする。

(顧問の選出)

第14条 顧問は、理事会で推薦し、評議員会の承認を経て理事長が委嘱する。

- 2 顧問の選任基準は、理事会が業務の遂行上必要と認めた者で、推薦時75歳を超えないものとする。

(名誉会員の選出)

第15条 名誉会員は、理事会で推薦し、評議員会、総会の承認を経て理事長が委嘱する。

- 2 名誉会員は頭頸部外科領域の学問の進歩発展に寄与し、本学会に著しく貢献した者であって、次の三つ以上の項に該当する者うちから理事長が推薦する。

- ①本学会の設立委員であったもの。
- ②6年以上理事または監事であった者。
- ③学術講演会会長、理事長または顧問であった者。
- ④15年以上本学会関係領域の大学教授またはこれに準ずる職にあった者。
- ⑤頭頸部外科領域の学問に関し、特に優れた業績のあった者。

(役員の任期)

第16条 評議員の任期は2年とし、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。連続の場合はその都度理事会で検討する。

- 2 学術講演会会長および年次幹事の任期は、前任の学術講演会会長が主宰する学術講演会の終了日の翌日より次年度学術講演会終了日とする。
- 3 幹事の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 4 幹事はその任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 5 幹事が任期期間中に退任し、補充するときは、補充者の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 顧問の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 7 名誉会員の任期は終身とする。

(業務の分担)

第17条 理事、幹事について、庶務・企画、学術、編集、会計、保健医療、渉外・広報、定款の各担当理事及び幹事をおき業務を分担する。

(資格の喪失)

第18条 評議員が2年連続して評議員会を欠席した場合は、去就を照会し、理事会で審議する。

第3章 会議

(各種委員会)

第19条 理事会は必要に応じて各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、理事会の諮問により理事が総括し、諮問事項を検討する。
- 3 委員は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 4 前各項に関して必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(議事録)

第20条 本法人の会議の議事録はこの法人の事務所において5年間備え置く。

補則

第21条 この細則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

附則

- 1 この細則は、特定非営利法人の設立認証を受けた日から施行する。
- 2 従来任意団体であった日本頭頸部外科学会に属した会員および権利義務の一切はこの法人で継承する。

令和4年10月10日 一部改訂